

○東京藝術大学の保有個人情報に係る文書等の開示実施方法に
関する取扱要項

〔平成18年3月17日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第24条第1項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第5条第2項に基づき、本学の保有個人情報に係る文書又は図画並びに電磁的記録の開示の実施方法について、東京藝術大学個人情報取扱規則第5条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(文書又は図画の開示実施方法)

第2条 文書又は図画に記録されている場合には、次の各号に掲げる方法により開示を実施する。ただし、第3号及び第4号に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次号に規定するもの）の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(電磁的記録の開示実施方法)

第3条 電磁的記録により記録されている場合には、その種別、情報化の進展状況等を勘案し、次の各号に掲げる方法により開示を実施する。

- (1) 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) フレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(規則の準用)

第4条 前2条の規定にかかわらず、前2条に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、東京藝術大学情報公開取扱規則第6条に基づく文書又は図画並びに電磁的記録の開示の実施方法に準じて開示を実施する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学の保有個人情報の開示に係る電磁的記録の開示方法に関する取扱要項（平成17年3月28日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。